平成２７年度

合志市財政健全化判断比率等
審査意見書

合志市監査委員

平成２８年９月

合 監 第 ６ ８ 号

平成２８年9月２日

合志市長　荒木　義行　様

合志市監査委員　　古和　賢二

合志市監査委員　　池永　幸生

平成２７年度決算に基づく合志市の健全化判断比率及び資金不足比率
（経営健全化判断比率）の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び同法第２２条第１項の規定により審査のため付された平成２７年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

健全化判断比率審査意見

１　審査の概要

（１）審査の対象

平成２７年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類（「算定の基礎となる事項を記載した書類」.「主な算定基礎検証資料」）

（２）審査の期間

平成２８年８月２４日から平成２８年８月３１日まで

（３）審査の方法

財政健全化審査にあたっては、市長から審査のため付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係資料との照合その他必要と認める審査手続きにより実施した。

２　審査の結果

審査のため付された平成２７年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率は次のとおりとなっている。引き続き財政の健全化に努められたい。

（単位：%）

健全化判断比率名	健全化判断比率				
	平成 27年度	平成 26年度	平成 25年度	平成 24年度	早期健全化基準
実質赤字比率	－	－	－	－	13.07
連結実質赤字比率	－	－	－	－	18.07
実質公債費比率	5.2	7.1	7.9	8.9	25.0
将来負担比率	－	－	－	－	350.0

（注）「－」は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じなかったことを示す。

（１）実質赤字比率について

この比率は、一般会計等（一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計をいい、本市の場合は一般会計のみである。）の実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。一般会計の実質赤字額はない。

（２）連結実質赤字比率について

この比率は、一般会計、特別会計及び公営企業会計の全会計を対象とした実質赤字額と資金不足額を加えた連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。一般会計、特別会計の実質収支額と公営企業会計の資金不足（剰余）額の合計において連結実質赤字額はない。

（３）実質公債費比率について

この比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。平成２７年度の実質公債費比率は５．２％となっており、早期健全化基準の２５．０％と比較するとこれを下回っている。

（４）将来負担比率について

この比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。平成２７年度の将来負担額は存在するものの、充当可能な財源等で補えるために将来負担比率にはあがらない。

資金不足比率（経営健全化判断）審査意見

1　審査の概要

（１）審査の対象

　平成２７年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類（「算定の基礎となる事項を記載した書類」.「主な算定基礎検証資料」）

（２）審査の期間

平成２８年８月２４日から平成２８年８月３１日まで

（３）審査の方法

　経営健全化審査にあたっては、市長から審査のため付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係資料との照合その他必要と認める審査手続きにより実施した。

2　審査の結果

　審査に付された平成２７年度の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

　資金不足比率は次のとおりとなっている。引き続き経営の健全化に努められたい。

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率			
	平成２７年度	平成２６年度	平成２５年度	経営健全化基準
水道事業会計	－	－	－	20.0
工業用水道事業会計	－	－	－	
下水道事業会計	－			
下水道特別会計		－	－	
農業集落排水特別会計		－	－	

(注)「－」は、資金不足額が生じなかったことを示す。

（１）資金不足比率について

　この比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である全ての公営企業会計において資金不足額はない。